公　告

諸　事　項

工場財団

神奈川県平塚市南金目227番地**株式会社フリーデン**の工場財団に一関市萩荘字八瀬62番地株式会社フリーデン一関工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成26年3月24日

盛岡地方法務局一関支局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成26年４月22日までに近畿財務局理財部金融監督第３課あて申出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20257000558②松村　宏之③松村　宏之④京都府亀岡市馬路町三軒屋28

①20258002063②田村　晶一③田村　晶一④大阪府高槻市柱本７－１－７

①21758007933②株式会社セイコーガスの店③有馬　修三④大阪府八尾市陽光園２－１－13

①21658008370②宮谷　秀幸③宮谷　秀幸④大阪府大阪市住之江区新北島７－１－58

①21158000693②有限会社エフピーネット③関藤浩太郎④大阪府豊中市上新田４－21－25－401号

①21559001040②植田　邦夫③植田　邦夫④兵庫県川西市見野１－５－20

①20359002876②牧野　直哉③牧野　直哉④兵庫県神戸市須磨区妙法寺字風早1234－５

①21558005767②岡　正太郎③岡　正太郎④大阪府大阪市大正区千島１－６－５　１Ｆ

①20260000384②大栄位株式会社③焼野　好文④奈良県奈良市法蓮町930－７

平成26年３月24日

近畿財務局長　枝廣　直幹

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＦＵＫＵ　ＢＬＤ.

２．住所　大阪市中央区南船場四丁目10番13号

３．代表者の氏名　福本　明達

４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円

５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第286号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年９月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年３月24日

近畿財務局長　枝廣　直幹

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．商号　株式会社ミヤスズ

２．代表者の氏名　代表取締役　本宮　照康

３．住所　千葉県銚子市三崎町三丁目25番地

４．仮配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
25,000,000円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額
7,982,000円

※配当に当たっては、資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付手続きに要した費用を控除した額について配当を実施する。

平成26年３月24日

関東財務局長　坂本　正喜

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．商号　株式会社ミヤスズ

２．代表者の氏名　代表取締役　本宮　照康

３．住所　千葉県銚子市三崎町三丁目25番地

４．権利の実行の対象となる発行保証金の額
25,000,000円

５．意見聴取会の期日
平成26年４月４日（金）14時

６．意見聴取会の場所
千葉県千葉市中央区椿森５－６－１
関東財務局千葉財務事務所会議室

７．上記の者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成26年３月24日

関東財務局長　坂本　正喜

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人石田純を改任したので、新たに相続財産管理人を次のとおり再選任した。

平成２０年（家）第３５号

申立人　職権

本籍青森県むつ市大湊上町73番地、最後の住所青森県むつ市大湊上町９番３号、死亡の場所青森県むつ市、死亡年月日平成19年６月30日、出生の場所青森県下北郡大湊町、出生年月日昭和19年４月20日、職業呉服販売業

被相続人　亡　髙坂　義弘

事務所青森県むつ市金谷２丁目１番27号　中央ビル２階

相続財産管理人　弁護士　小林　　聖

青森家庭裁判所むつ出張所

平成２４年（家）第１１２号

申立人　職権

本籍青森県むつ市大字奥内字近川８番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所青森県むつ市、死亡年月日平成19年５月31日、出生の場所青森県下北郡名部町、出生年月日昭和11年８月25日、職業無職

被相続人　亡　杉山　　粛

事務所青森県むつ市金谷２丁目１番27号　中央ビル２階

相続財産管理人　弁護士　小林　　聖

青森家庭裁判所むつ出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第２８号

島根県出雲市今市町1165番地９

申立人　鹽野　真弓

本籍島根県出雲市見々久町836番地、最後の住所島根県簸川郡斐川町大字上直江1829番地１、死亡の場所島根県簸川郡斐川町、死亡年月日平成23年１月16日、出生の場所島根県簸川郡朝山村、出生年月日大正７年９月８日、職業無職

被相続人　亡　渡部多久市

催告期間満了日　平成26年10月31日

松江家庭裁判所出雲支部

平成２６年（家）第１４５号

岡山県真庭市勝山339番地３

申立人　下垣　直哉

本籍岡山県真庭市蒜山東茅部272番地２、最後の住所岡山県真庭市蒜山東茅部278番地、死亡の場所岡山県真庭市、死亡年月日平成25年４月13日、出生の場所鳥取県東伯郡倉吉町、出生年月日昭和２年５月29日、職業無職

被相続人　亡　坂本　義正

催告期間満了日　平成26年10月10日

岡山家庭裁判所津山支部